憲 法 B （ 統 治 機 構 ）

担当：柳瀬　昇

第 13 回　日本国憲法の生成と展開（１）

今回は、わが国の憲法が、どのように作られ、これまでどのように発展してきたかについて、考えてみましょう。

これまでの講義のまとめに代えて、日本国憲法をめぐる歴史を振り返ることとします。

1.　日本国憲法の成立――明治憲法から日本国憲法へ

- 1889（明治 22）年 2 月 11 日に公布され、1890（明治 23）年 11 月 29 日に施行された明治憲法（大日本帝国憲法）は、一定の権利や自由を保障する規定を設けていたものの（第 2 章)、それは、天皇の臣下としての臣民の権利として、法律により容易に制限できるものにすぎず、また、権力分立制も採用していたものの（5 条、55 条、57 条)、議会・各国務大臣・裁判所は、統治権の総攬者である天皇（4 条）の大権を翼賛する機関にすぎなかった（しかも、統帥権（11 条）が独立し、内閣や議会はこれに関与することはできなかった)。
- 1945（昭和 20）年 8 月 14 日、わが国は、ポツダム宣言を受諾し、民主的な国家の形成が求められるようになった。10 月 11 日、連合国軍総司令部を訪問した幣原喜重郎内閣総理大臣は、最高司令官マッカーサーから、明治憲法を自由主義化させる必要があるとの示唆を受け、25 日、松本烝治国務大臣を長とする憲法問題調査委員会を発足させた。
- 松本案は、1946（昭和 21）年 2 月 8 日に総司令部に提出されることになるが、それに先立つ 2 月 1 日に、毎日新聞によりスクープされた。その後、マッカーサーは、天皇の地位、戦争の放棄、封建制度の廃止などに関するマッカーサー・ノートを示し、それに基づき、総司令部で憲法改正案を作成することにした。マッカーサー草案は、2 月 13 日の会談で日本側に提示され、それに基づき、政府は、4 月 17 日、憲法改正案を作成した。
- 憲法改正案は、明治憲法 73 条の手続に従い、6 月 20 日に帝国議会に提出され、衆議院・貴族院でそれぞれ修正議決され、枢密院での審議を経て、11 月 3 日に公布された。そして、1947（昭和 22）年 5 月 3 日に、施行された。

2.　戦後政治と日本国憲法――安全保障を通じて考える

- マッカーサー・ノートにおける戦争放棄とは、自衛戦争も含めた戦争の放棄を意味するものであったが、その後、総司令部民政局によって、自衛戦争を許容する趣旨に直され、衆議院の委員会審議で、9 条 2 項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言が加えられた（後に、芦田均衆議院憲法改正特別委員会委員長は、この修正は、自衛戦争とそのための軍備を許容する趣旨であったと説明している）。
- 朝鮮戦争が勃発した 1950（昭和 25）年 8 月、警察予備隊が発足し、1952（昭和 27）年 8 月に保安隊に、さらに 1954（昭和 29）年 7 月に自衛隊に改組された。
- 1951（昭和 26）年 9 月 8 日、日本国との平和条約が締結され、同日、旧日米安全保障条約[1]が締結された。1960（昭和 35）年に、日米安全保障条約[2]は改定された。
- 自衛隊は、1992（平成 4）年 6 月に制定された国際平和協力法[3]に基づき、国際連合の平和維持活動を海外で展開し、また、1999（平成 11）年 5 月に制定された周辺事態法[4]により、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」であれば、わが国の防衛とは直接関係しない米国の軍事行動にも協力できるようになった。
- 2001 年のアフガン戦争と 2003 年のイラク戦争の際には、国連決議を踏まえての国際協力という形で、テロ対策特別措置法[5]（2001（平成 13）年制定）とイラク支援特別措置法[6]（2003（平成 15）年制定）に基づき、自衛隊を海外に派遣した（現在では、特措法ではなく、恒久法として国際平和支援法[7]に基づき、同様の事態に対処することになる）。
- 2003（平成 15）年、武力攻撃事態[8]等への対処のための態勢を整備する武力攻撃事態対処法[9]が制定された。
- 2014 年 7 月 1 日の閣議決定によって集団的自衛権の行使が限定的に容認され、2015（平成 27）年 9 月に整備された一連の平和安全法制により、武力攻撃事態法は事態対処法[10]としてその対象を拡張され（存立危機事態[11]への対処が新設された）、周辺事態安全確保法は重要影響事態安全確保法[12]と改められた（「我が国周辺の地域における」という部分が削除された）。

今回の講義の復習として、教科書の 1.3.1～1.2.2（15-18 頁）を読んでおきましょう。
次回は、日本国憲法をめぐる歴史を振り返り、将来を展望することとします。

---

[1] 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約。
[2] 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約。
[3] 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。
[4] 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律。
[5] 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法。
[6] イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法。
[7] 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律。
[8] わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、またはわが国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
[9] 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律。
[10] 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律。
[11] わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。
[12] 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律。